

令和7年9月定例会

教育警察常任委員会説明資料
(付託議案関係)

教育警察常任委員会
(警察本部)

令和7年度9月補正予算県議会説明資料

議案第8号（専決処分の報告及び承認について）

専第14号（令和7年度熊本県一般会計補正予算（第4号））

歳出

【 災害復旧費 】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
67	警察施設 災害復旧費	71,574	18,087	89,661	12,057	6,000		30	1 警察施設災害復旧費 <u>18,087</u> 被災した警察施設の復旧に要する経費 ・上天草警察署松島交番
災害復旧費 計		71,574	18,087	89,661	12,057	6,000		30	

熊本県一般会計補正予算（第4号）計

(単位：千円)

	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国支出金	地方債	その他	
合計	71,574	18,087	89,661	12,057	6,000		30

議案第58号（令和7年度熊本県一般会計補正予算（第6号））

債務負担行為補正

【追加】

（単位：千円）

議案頁数	事 項	期 間	金 額	説 明
5	警察関係業務	令和8年度	14,112	小型警ら車購入費

第 12 号

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定することとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する
条例

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年熊本県条
例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「又はスカート」を削る。

第3条第7号及び第9号中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第6条本文中「き損」を「毀損」に、「代る」を「代わる」に改め、同条ただし書中「
但し」を「ただし」に、「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する
必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

3 内容

- (1) 警察官に支給する支給品の品目からスカートを削除する。（第2条関係）
- (2) その他規定の整理を行う。（第3条、第6条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年熊本県条例第42号）新旧対照表

旧	新
<p>(支給品目等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 警察官に任命された後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服のズボン又はスカートについては2着、夏服の上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(貸与品目等)</p> <p>第3条 警察官に対し貸与する装備品(以下「貸与品」という。)の品目は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は各1(階級章及び識別章については、各3)とする。ただし、警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、その一部を貸与しないことができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>けん銃</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>けん銃</u>つりひも</p> <p>(弁償等)</p> <p>第6条 使用期間の満了しない支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又は<u>き損</u>した場合には、その滅失し、若しくは<u>き損</u>した支給品の品目及び員数と同一の品目及び員数の支給品を支給し、又はその滅失し、若しくは<u>き損</u>した貸与品に代る <u>貸与品</u>を貸与するものとする。<u>但し</u>、その滅失又は<u>き損</u>が本人の故意又は重大な過失による場合には、その者は滅失し、又は<u>き損</u>した支給品又は貸与品の代価を弁償しなければならない。</p>	<p>(支給品目等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 警察官に任命された後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服のズボン_____については2着、夏服の上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(貸与品目等)</p> <p>第3条 警察官に対し貸与する装備品(以下「貸与品」という。)の品目は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は各1(階級章及び識別章については、各3)とする。ただし、警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、その一部を貸与しないことができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>拳銃</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>拳銃</u> つりひも</p> <p>(弁償等)</p> <p>第6条 使用期間の満了しない支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又は<u>毀損</u>した場合には、その滅失し、若しくは<u>毀損</u>した支給品の品目及び員数と同一の品目及び員数の支給品を支給し、又はその滅失し、若しくは<u>毀損</u>した貸与品に代わる<u>貸与品</u>を貸与するものとする。<u>ただし</u>、その滅失又は<u>毀損</u>が本人の故意又は重大な過失による場合には、その者は滅失し、又は<u>毀損</u>した支給品又は貸与品の代価を弁償しなければならない。</p>

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 15 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年8月26日専決

熊本県知事 木村 敬

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和7年2月16日 菊池郡大津町大字平川 地内	個人 (所有者) フェンス等	110,000円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和7年6月9日 熊本市東区健軍地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	180,000円	

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	和解事項
3	令和7年4月1日 熊本市東区東町地内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

専決処分の報告について

警察本部

報告第2号

番号	和解及び損害賠償の相手方	過失割合、損害額及び過失相殺後の賠償額	事故の状況
1	個人 (所有者)	県：相手方＝100：0 ----- 県 0円 相手方 110,000円 ----- 110,000円	令和7年2月16日（日）午前8時5分頃、菊池郡大津町大字平川地内において、業務中の大津警察署員運転の公用車が、駐車のため後退した際、左後方の安全不確認により、フェンス等に衝突したもの
2	個人 (車両所有者)	県：相手方＝100：0 ----- 県 33,880円 相手方 180,000円 ----- 180,000円	令和7年6月9日（月）午後11時15分頃、熊本市東区健軍地内において、現場臨場中の熊本東警察署員運転の公用車が、駐車する際、後方の安全不確認により、駐車中の相手方車両に衝突したもの
3	個人 (車両所有者)	県：相手方＝30：70 ----- 県 46,640円 相手方 100,240円 ----- 0円	令和7年4月1日（火）午後0時3分頃、熊本市東区東町地内において、現場臨場中の熊本東警察署員運転の公用車が、駐車場を走行中、動静不注視により、駐車枠から右折発進した相手方車両に衝突したもの

報告第 29 号

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木村 敬

件名	公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について	警察本部 組織犯罪対策課
----	--	-----------------

1 設立目的

暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与することを目的に設立。
暴力団排除のための広報・啓発、暴力相談への対応、暴力団離脱者に対する社会復帰支援等を実施。

2 令和6年度決算額

収入	36,518,838円
事業活動収入	36,518,838円
投資活動収入	0円
財務活動収入	0円

①

事業活動収入内訳

補助金1,341万円[Ⓐ]、賛助会1,144万円
財産利息819万461円、講習受託147万2,350円
寄付金200万円、特定資産利息642円
雑収入5,385円

支出	36,691,789円
事業活動支出	36,129,609円
投資活動支出	562,180円
財務活動支出	0円

②

事業活動支出内訳

(事業費2,592万4,776円、管理費1,020万4,833円)

投資活動支出内訳

(退職給付引当31万2,180円
車両購入積立25万円)

収支差額 △172,951円・・・③(①-②)

3 令和7年度事業計画

「暴力団を許さない県民意識の高揚」、「暴力団等による不当な行為からの被害防止」を事業の基本とし、

- 相談活動事業、暴力団離脱者更正促進事業等の『犯罪被害者救済事業』
- 広報啓発事業、暴力団排除組織・団体等への支援事業等の『犯罪被害防止事業』を実施。

4 令和7年度予算額

収入	44,362,400円
事業活動収入	41,362,400円
投資活動収入	3,000,000円
財務活動収入	0円

④

事業活動収入内訳

補助金1,853万円(訴訟費用含む)[Ⓐ]、賛助会1,150万円
基本財産利息820万円、寄附金165万円
講習受託事業146万2,400円
特定資産利息1万円、受取利息1万円

投資活動収入内訳

(不足金補てん積立300万円[Ⓑ])

支出	44,362,400円
事業活動支出	44,112,400円
投資活動支出	250,000円
財務活動支出	0円

⑤

事業活動支出内訳

(事業費3,275万2,017円、管理費1,136万383円)

投資活動支出内訳

(車両購入積立25万円)

収支差額 0円・・・⑥(④-⑤)

※ 令和6年度の決算額と令和7年度の予算額に約800万円の差が生じている項目は、

Ⓐ 暴力団事務所使用差止等請求費 500万円

Ⓑ 不足金補てん積立取崩 300万円

である。Ⓐは、事務所使用差し止めのために民間人から訴訟委託を受けた際の費用であり、熊本県からの補助金に充当(予備費等対応)するもので、執行がなければ決算で減額補正する。

Ⓑは、県補助金等の収入を得るまでの一定期間の収入のために積み立てていた分を取り崩したもので、補助金等の収入を得た後減額補正される。